

〇三豊市放課後児童健全育成事業委託要綱

平成21年3月23日

告示第74号

改正 平成24年3月30日告示第83号

平成26年3月31日告示第79号

令和4年3月29日告示第37号

令和6年3月18日告示第69号

令和8年3月3日告示第38号

(目的)

第1条 この告示は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき市が行う放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)の委託に関し法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委託の協議)

第2条 事業の委託を受けようとするものは、放課後児童健全育成事業委託に関する協議書(様式第1号。以下「協議書」という。)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業計画書(様式第2号)
- (2) 放課後児童健全育成事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 当該団体の会則又は定款等の写し
- (4) 当該団体の会員名簿及び役員名簿
- (5) 児童指導員の履歴書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(委託の決定)

第3条 市長は、前条の協議書の提出があったときは、当該協議に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、委託の決定をした場合は、放課後児童健全育成事業委託決定通知書(様式第4号)により、速やかにその決定の内容を通知するものとする。

(契約の締結)

第4条 市長は、前条の規定により事業の運営を委託するときは、委託を受ける事業者(以下「受託者」という。)と委託契約を締結しなければならない。

2 委託契約には、次に掲げる事項を含まなければならない。

- (1) 対象施設及び対象業務
- (2) 委託期間
- (3) 委託金額
- (4) 損害による必要経費の負担責任
- (5) 権利並びに義務の譲渡の禁止及び再委託の禁止
- (6) 安全管理義務
- (7) 市長の調査、助言、指導及び命令
- (8) 受託者の報告義務
- (9) 個人情報の守秘義務
- (10) 受託者の常備書類
- (11) 事業内容の変更及び契約解除

3 前項第3号の委託金額は、別表に掲げる区分のうち、該当する項目に掲げる額を合算して得た額を上限とする。ただし、特別な事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

4 委託事業の内容を変更する場合は、市長と受託者が協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(委託上の禁止事項)

第5条 受託者は、契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

2 受託者は、受託業務の全部若しくは一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市長の承認を得たときは、この限りでない。

(安全管理義務)

第6条 受託者は、児童の安全管理等について常に細心の注意を払うものとし、特に事故の防止や災害発生時の避難方法について十分配慮しなければならない。

(調査等)

第7条 市長が必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の内容について報告を求め、又は調査し、指導し、助言し、若しくは命令することができる。

(報告義務)

第8条 受託者は、事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

2 受託者は、市長から報告を求められた場合は、次に掲げる事項について速やかに報告しなければならない。

- (1) 入会児童に関すること。
- (2) 指導員に関すること。
- (3) 指導に関すること。
- (4) 施設外で行う指導に関すること。
- (5) 施設、設備及び備品に関すること。
- (6) 災害等発生時の対処方法に関すること。
- (7) 管理運営上の収支に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 受託者は、委託期間満了後20日以内に、関係書類を添えて市長に対し放課後児童健全育成事業委託に関する実績報告書(様式

第5号)に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業実績報告書(様式第6号)
 - (2) 放課後児童健全育成事業収支決算書(様式第7号)
 - (3) 放課後児童クラブ登録児童実績表(様式第8号)
- (個人情報の守秘義務)

第9条 受託者は、事業の実施上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いにより個人の権利利益を侵害してはならない。

3 第1項の規定は、事業の契約が終了し、又は解除された後においても適用する。

(常備書類)

第10条 受託業務に関し、受託者の備えるべき書類及びその保存期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歳入歳出予算書及び決算書 5年
- (2) 現金出納簿及びその証拠書類 5年
- (3) 児童名簿 5年
- (4) 出席簿 5年
- (5) 指導員賃金台帳 5年
- (6) 出勤簿 5年
- (7) 日誌 5年
- (8) 事故記録 5年
- (9) 入会申込等に係る書類 5年
- (10) 備品台帳 30年

(契約の解除)

第11条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部若しくは一部を解除し、交付すべき委託金の全部若しくは一部を取り消して返還を命ずることができる。

- (1) 契約事項に違反したとき。
- (2) 事業を遂行することが困難であると市長が認めたとき。
- (3) 委託金を次に掲げる事業の対象経費以外に充当したとき。
 - ア 入会児童の保育に必要な人件費
 - イ 放課後児童クラブの運営に必要な物件費、旅費等の事務費
 - ウ 入会児童の処遇に直接必要な事業費(飲食費、教材費及び行事等の実費負担が相応しい経費を除く。)
- (4) 不正な方法により委託金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第83号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第79号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第69号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年告示第38号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	委託料			備考
基準額	児童数	指導員基準数	基本額	
	10人～19人	2人	3,500,000円	
	20人以上	3人	5,250,000円	
児童数加算	通年登録児童数×45,000円			当該年度4月1日現在の児童数で加算
	長期休業期間登録児童数×20,000円			
土曜日開設加算	(年間開設日数－250日)×22,000円			年末、年始を除く土曜日に開設し、かつ、年間251日以上開設する場合に加算する。ただし、複数の支援単位で合同実施する場合は、支援単位数で除する。(1,000円未満切捨て)
指導員加算	加配した指導員数×1,750,000円			指導員基準数を超えた場合に、指導員を1人以上常勤で加配した場合に加算
障害児担当指導員加算	加配した障害児担当指導員数×1,750,000円			障害児が1人以上いる場合に、障害児担当指導員を1人以上常勤で加配した場合に加算

保険料加算	賠償責任保険料 1クラブ年額20,000円	実施する建物等の損害賠償保険、責任賠償保険等に参加する場合に加算
主任指導員加算	主任指導員を配置したクラブ 175,000円	クラブの責任者となる主任指導員を配置した場合に加算
指導員処遇改善加算	処遇改善指導員数×11,000円×12箇月	指導員1人当たり月額9,000円相当賃金改善を行う場合に加算

様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

三豊市長

あて

所在地
名称
代表者氏名

放課後児童健全育成事業委託に関する協議書

標記について、三豊市放課後児童健全育成事業委託要綱に基づき、次の関係書類を添えて協議します。

- 1 年度放課後児童健全育成事業計画書(様式第2号)
- 2 年度放課後児童健全育成事業収支予算書(様式第3号)
- 3 会則又は定款等の写し
- 4 会員名簿及び役員名簿(新年度又は現年度)
- 5 児童指導員の履歴書(新年度又は現年度)
- 6 その他必要な書類

様式第2号(第2条関係)

放課後児童健全育成事業計画書

(年度)

放課後児童クラブ名													
所 在 地	三豊市												
事業実施期間	年 月 日から			年 月 日まで									
年間開設日数	日												
開 所 時 間	平 日	時から			時まで								
	土 曜 日	時から			時まで								
	長期休業日等	時から			時まで								
児 童 指 導 員	氏 名	住 所			生年月日		勤続年数		資 格 等				
児 童 数 (見 込)	学 区	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計					
	計												
行 事 内 容 (別 紙 添 付 可)	4月					10月							
	5月					11月							
	6月					12月							
	7月					1月							
	8月					2月							
	9月					3月							
特 別 協 議 事 項													

様式第3号(第2条関係)

放課後児童健全育成事業収支予算書

(年度)

収入の部

項 目	予 算 額	摘 要
計		

支出の部

項 目	予 算 額	摘 要
計		

※任意の様式による提出でも可

様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

協議者所在地

名称

代表者名 様

三豊市長

放課後児童健全育成事業委託決定通知書

年 月 日付けで協議のあった 年度三豊市放課後児童健全育成事業について、三豊市放課後児童健全育成事業委託要綱第3条の規定により次のとおり決定したので通知します。

- 1 委託事業 三豊市放課後児童健全育成事業
- 2 委託金額 三豊市放課後児童健全育成事業委託要綱第4条第3項による
- 3 放課後児童クラブの名称

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

三豊市長

あて

所在地
名称
代表者氏名

放課後児童健全育成事業委託に関する実績報告書

年 月 日付けで委託契約期間満了しました 年度三豊市放課後児童健全育成事業委託について、三豊市放課後児童健全育成事業委託要綱第8条第3項に基づき、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 年度放課後児童健全育成事業実績報告書(様式第6号)
- 2 年度放課後児童健全育成事業収支決算書(様式第7号)
- 3 年度放課後児童クラブ登録児童実績表(様式第8号)
- 4 会員名簿及び役員名簿(年3月1日現在)
- 5 その他必要な書類

様式第6号(第8条関係)

放課後児童健全育成事業実績報告書

(年度)

放課後児童クラブ名													
住 所	三豊市												
事業実施期間	年 月 日から			年 月 日まで									
年間開設日数	日												
開 所 時 間	平 日	時から			時まで								
	土 曜 日	時から			時まで								
	長期休業日等	時から			時まで								
児 童 指 導 員	氏 名	住 所			生年月日		勤続年数		資 格 等				
児 童 数 (年 間 平 均)	学 区	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計					
	計												
行 事 内 容 (別 紙 添 付 可)	4月					10月							
	5月					11月							
	6月					12月							
	7月					1月							
	8月					2月							
	9月					3月							
特 別 協 議 事 項													

様式第7号(第8条関係)

放課後児童健全育成事業収支決算書

(年度)

収入の部

項 目	予 算 額	摘 要
計		

支出の部

項 目	予 算 額	摘 要
計		

※任意の様式による提出でも可

様式第8号(第8条関係)

放課後児童クラブ登録児童実績表

(年度)

クラブ名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 平均	増 減 理 由
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計														

- ※ 記入上の注意
- ・ 各月の初日における登録児童数を記入すること。
 - ・ 平均は、少数点以下切り上げとすること。
 - ・ 「年度当所児童数」と「年間平均児童数」が5人以上増減がある場合は、「増減理由」欄にその理由を記入すること。

様式第1号(第2条関係)
様式第2号(第2条関係)
様式第3号(第2条関係)
様式第4号(第3条関係)
様式第5号(第8条関係)
様式第6号(第8条関係)
様式第7号(第8条関係)
様式第8号(第8条関係)